



人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

4
2026

発行：東京都労働保険協会

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-12-7
TEL 03-5809-2872 FAX 03-5809-2873

適用済み(一部
適用待ち)の改正

協会けんぽの新たな保険料率が決定 ひと月遅れで子ども・子育て支援金も追加

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会は、令和 8 年 3 月分（4 月納付分）からの保険料率を決定しました。また、令和 8 年 4 月分（5 月納付分）から、子ども・子育て支援金が追加されることになりました。

.....協会けんぽの保険料率(子ども・子育て支援金率を含む).....

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕／令和 8 年 3 月分（4 月納付分）～ は変更あり

北海道	10.28%	石川県	9.70%	岡山県	10.05%
青森県	9.85%	福井県	9.71%	広島県	9.78%
岩手県	9.51%	山梨県	9.55%	山口県	10.15%
宮城県	10.10%	長野県	9.63%	徳島県	10.24%
秋田県	10.01%	岐阜県	9.80%	香川県	10.02%
山形県	9.75%	静岡県	9.61%	愛媛県	9.98%
福島県	9.50%	愛知県	9.93%	高知県	10.05%
茨城県	9.52%	三重県	9.77%	福岡県	10.11%
栃木県	9.82%	滋賀県	9.88%	佐賀県	10.55%
群馬県	9.68%	京都府	9.89%	長崎県	10.06%
埼玉県	9.67%	大阪府	10.13%	熊本県	10.08%
千葉県	9.73%	兵庫県	10.12%	大分県	10.08%
東京都	9.85%	奈良県	9.91%	宮崎県	9.77%
神奈川県	9.92%	和歌山県	10.06%	鹿児島県	10.13%
新潟県	9.21%	鳥取県	9.86%	沖縄県	9.44%
富山県	9.59%	島根県	9.94%	—	—



2 介護保険料率〔全国一律／40 歳以上 65 歳未満の方〕／令和 8 年 3 月分（4 月納付分）～

全国一律	1.62% (1.59%から変更)
------	-------------------

3 子ども・子育て支援金率〔全国一律〕／令和 8 年 4 月分（5 月納付分）～

全国一律	0.23%
------	-------

⑨ 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★40 都道府県で都道府県単位保険料率が変更されました。全国一律の介護保険料率も変更され、また、ひと月遅れで子ども・子育て支援金率が新設されますので、結果的にすべての都道府県において、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」が変更されることになります。新たな「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」を確認しておくようにしましょう。なお、給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意が必要です。給与計算に関することについても、ご質問などがあれば、気軽にお声掛けください。

注目のデータ

「働き方改革関連法施行後5年の総点検」労働時間を増やしたい者は約1割

厚生労働省は、令和 8 年 3 月初旬、いわゆる働き方改革関連法施行後 5 年の状況を把握するため、労働者を対象とするアンケート調査と企業・労働者を対象とするヒアリング調査を実施し、その結果を取りまとめました（アンケート調査の有効回収数は 3,000、ヒアリング調査の対象は 327 社・97 人）。ここでは、特に話題となった「労働時間の増減希望状況（アンケート調査のひとつ）」を中心に、そのポイントを紹介します。



次ページへ続く

.....「働き方改革関連法施行後5年の総点検」のポイント.....

□ 労働時間の増減希望状況

- ・労働時間を増やしたい者 → 約 10.5%
- ・労働時間はこのままでよい者 → 約 59.5%
- ・労働時間を減らしたい者 → 約 30.0%

▶ 労働時間を増やしたい理由（トップ3）

- ・たくさん稼ぎたいから（「所定労働時間以外の労働分の収入（残業代）がないと家計が厳しいから」を除く）→41.6%
- ・自分のペースで仕事をしたいから→19.7%
- ・所定労働時間以外の労働分の収入（残業代）がないと家計が厳しいから→15.6%

★厚生労働省では、今回の調査結果を踏まえつつ、労働市場改革分科会や労働政策審議会において、労働基準関係法制について議論していくこととしています。高市総理は、今国会の施政方針演説において、「働き方改革の総

点検においてお聞きした働く方々のお声を踏まえ、裁量労働制の見直し、副業・兼業に当たっての健康確保措置の導入、テレワークなどの柔軟な働き方の拡大に向けた検討を進めます。とにかく成長のスイッチを押して、押して、押して、押して、押しまくってまいります」と述べていましたが、労働時間を増やしたい者は約1割にすぎないという調査結果のなか、どのような議論が行われるのでしょうか？ 今後の動向に注目です。

施行・適用済みの改正

治療と就業の両立支援の措置が事業主の努力義務に 指針も公表

令和8年4月1日施行の労働施策総合推進法の改正により、職場における治療と就業との両立を支援するため、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備などの必要な措置を講ずることが事業主の努力義務とされました。これに合わせて、厚生労働大臣が、事業主による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとされました。その指針が、「治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）」として公布されました。その概要を確認しておきましょう（厚生労働省からリーフレットが公表されていますので、そこから抜粋して、その概要を紹介しておきます）。

.....「治療と就業の両立支援指針」の概要.....

「治療と就業の両立支援指針」には、次のような内容が定められています。

留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

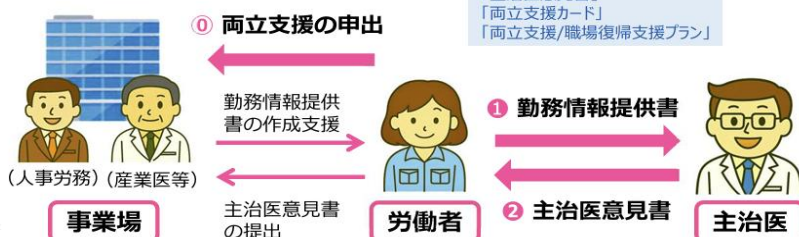
- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等）

個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



★事業主には、この指針に基づき、職場において必要な措置を講じることが望まれています。人材の確保につながることも期待できますので、指針に沿った措置を実施することを検討してみたいはいかがでしょうか？ 関心があれば、気軽にお声掛けください。

お仕事
カレンダー
4月

- 4/10 ● 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 4/15 ● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出期限
- 4/30 ● 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 労働者死傷病報告（1月～3月分）の提出期限

